

事務連絡  
令和5年7月11日

県内薬局 御中

### 三重県医療保健部感染症対策課

#### 医療用物資の追加配布の実施について

平素は、三重県の感染症対策にご協力いただき誠にありがとうございます。

国及び県では、医療用物資（サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）について、計画的に備蓄を行うとともに、緊急の需要に迅速に対応する等の必要な配布を実施してきたところです。

今般、国から「医療用物資の追加配布について」（令和5年6月30日付け事務連絡）のとおり、今後の感染拡大への備えや備蓄整備を目的とした医療用物資の追加配布の案内がありました。

つきましては、配布を希望する場合は、下記の調査フォーム（URL 又は QR コード）から希望数量等の報告をお願いします。

#### 記

##### 1 追加配布の内容

- ・ N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。
- ・ 配布については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために必要な数量について希望することができるものとします。なお、希望数量に上限はありませんが、全国的な希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合があります。
- ・ 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、国の備蓄品（使用期限は配布のタイミングから1年未満）の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷されます。

##### 2 配送方法、配布時期

- ・ 国から薬局へ直送されます。
- ・ 令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送

完了予定です。全国的な希望数量が多数に上る場合、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

### 3 報告方法

以下の調査フォームから希望数量等の報告をお願いします。

《報告期限：令和5年7月27日（木）》

調査フォーム（URL）：<https://logoform.jp/form/8vMX/315947>

QRコード※：



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

### 4 留意事項

- ・ 報告期限を過ぎた後のキャンセルや数量変更は一切受け付けられません。保管場所を確保いただいたうえでご報告ください。
- ・ 今般の追加配布については、改正後の感染症法第36条の3の医療措置協定による個人防護具の備蓄分に充てていただき、これを含めた医療機関等での今後の備蓄整備に活用いただくことも可能とされています。

事務担当：

三重県医療保健部感染症対策課

ワクチン・物資支援班

辻岡、上桐、中西

TEL：059-224-2068／FAX：059-224-2344

E-MAIL：vabupt@pref.mie.lg.jp